

日本住宅性能表示基準

第 1 ~ 第 5 (略)

別表 1 (新築住宅に係る表示すべき事項等)

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
	表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
1 構造の 安定に 関する こと	1 - 1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)				
	1 - 2 耐震等級(構造躯体の損傷防止)				
	1 - 3 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)				
	1 - 4 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)				
	1 - 5 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法				
	1 - 6 基礎の構造方法				

	及び形式等	
2 火災時の安全に関する事 こと		
3 劣化の軽減に関する事 こと		
4 維持管理への配慮に関する事 こと		
5 温熱環境に関する事 こと		(略)
6 空気環境に関する事 こと		
7 光・視環境に関する事 こと		
8 音環境に関する事 こと		

9 高齢者 等への 配慮に 関する こと	(略)										
	10 防犯に 関する こと	10-1 開口部の侵入防止 対策	一戸建ての 住宅又は共 同住宅等	<p>住戸の階ごとに、次の(い)項及び(ろ)項に掲げる区分に応じ、それぞれ外部からの侵入を防止するための対策として(は)項に掲げるものから該当するものを明示するとともに、雨戸又はシャッターによってのみ対策が講じられている開口部が含まれる場合は、その旨を明示する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(い)</th> <th>(ろ)</th> <th>(は)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ. 一戸建ての住宅(住戸の出入口の存する階)</td> <td> a. 住戸の出入口 b. 地面又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等の外縁を含む垂直面から開口部までの水平距離が1m以下であるもの(a に該当するものを除く。) c. a 及び b に掲げるものの以外のも </td> <td> <input type="checkbox"/>すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/>その他 <input type="checkbox"/>該当する開口部なし </td> </tr> </tbody> </table>	(い)	(ろ)	(は)	イ. 一戸建ての住宅(住戸の出入口の存する階)	a. 住戸の出入口 b. 地面又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等の外縁を含む垂直面から開口部までの水平距離が1m以下であるもの(a に該当するものを除く。) c. a 及び b に掲げるものの以外のも	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし	開口部の侵入防止対策
(い)	(ろ)	(は)									
イ. 一戸建ての住宅(住戸の出入口の存する階)	a. 住戸の出入口 b. 地面又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等の外縁を含む垂直面から開口部までの水平距離が1m以下であるもの(a に該当するものを除く。) c. a 及び b に掲げるものの以外のも	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし									

			の		
		ロ．一戸建ての住宅（住戸の出入口の存する階以外の階）	<p>a．地面又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが2 m以下であって、かつ、バルコニー等の外縁を含む垂直面から開口部までの水平距離が1 m以下であるもの</p> <p>b．aに掲げるもの以外のもの</p>	<p>()すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である</p> <p>()その他</p> <p>()該当する開口部なし</p>	
		ハ．共同住宅等（建物出入口の存する階の住戸）	<p>a．住戸の出入口</p> <p>b．地面、共用廊下若しくは共用階段又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが2 m以下であって、かつ、共用廊下若しくは共用階段又はバルコニー等の外縁を含む垂直面から開口部ま</p>	<p>()すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である</p> <p>()その他</p> <p>()該当する開口部なし</p>	

				<p>での水平距離が1 m以下であるもの（aに該当するものを除く。）</p> <p>c . a及びbに掲げるものの以外のもの</p>			
			<p>二 . 共同住宅等（建物出入口の存する階以外の階の住戸）</p>	<p>a . 住戸の出入口</p> <p>b . 共用廊下又は共用階段から開口部の下端までの高さが2 m以下であって、かつ、共用廊下又は共用階段の外縁を含む垂直面から開口部までの水平距離が1 m以下であるもの（aに該当するものを除く。）</p> <p>c . 地面又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが2 m以下であって、か</p>	<p>()すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である</p> <p>()その他</p> <p>()該当する開口部なし</p>		

				つ、バルコニー等の外縁を含む垂直面から開口部までの水平距離が1 m以下であるもの（a又はbに該当するものを除く。） d . aからcまでに掲げるもの以外のもの			
--	--	--	--	--	--	--	--

別表2 - 1 (既存住宅に係る表示すべき事項等)

		(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
		表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
現況検査により認められる劣化等の状況に関すること		(略)				
個別性能に関すること	1 構造の安定に関すること	1 - 1 耐震等級 構造躯体の倒壊等防止)	(略)	(略)	(略)	(略)
		1 - 2 耐震等級 構造躯体の損傷防止)				
		1 - 3 耐風等級 構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)				
		1 - 4 耐積雪等級 構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)				
		1 - 5 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	一戸建ての住宅又は共同住宅等	地盤の許容応力度(単位を kN/m^2 とし、 小数点以下第4位未満 の端数を切り捨てる。 地盤改良を行った場合、又は行う場合は、改良後の数値を記入する。)又は杭の許容支持力(単位を $\text{kN}/\text{本}$ とし、 小数点以下第4位未満 の端数を切り捨てる。)及び地盤調査の方法その他それらの設定の根拠となった方法 (地盤改良を行った場合、又は行う場合は、その方法を含む。) を明示する。	地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んでいる抵抗し得る力の設定の根拠となった方法
		1 - 6 基礎の構造方法及び形式等	(略)			

2 火災時の安全に関すること					
4 維持管理への配慮に関すること					
6 空気環境に関すること					
7 光・視環境に関すること	(略)				
9 高齢者等への配慮に関すること					
10 防犯に関する	10 - 1 開口部の侵入防止対策	一戸建ての住宅又は共同住宅等	住戸の階ごとに、次の(イ)項及び(ロ)項に掲げる区分に応じ、それぞれ外部からの侵入を防止するための対策とし	開口部の侵入防止対策	通常想定される侵入行為による外部からの侵入を防止するための対策

こと		(評価住宅に限る。)	て(は)項に掲げるものから該当するものを明示するとともに、雨戸又はシャッターによってのみ対策が講じられている開口部が含まれる場合は、その旨を明示する。								
			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="768 296 882 328">(い)</th> <th data-bbox="882 296 1081 328">(ろ)</th> <th data-bbox="1081 296 1232 328">(は)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="768 328 882 1161">イ．一 戸建ての住宅（住戸の出入口の存する階）</td> <td data-bbox="882 328 1081 1161"> a．住戸の出入口 b．地面又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが2 m以下であって、かつ、バルコニー等の外縁を含む垂直面から開口部までの水平距離が1 m以下であるもの（aに該当するものを除く。） c．a及びbに掲げるものの以外のもの </td> <td data-bbox="1081 328 1232 1161"> <input type="checkbox"/>すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/>その他 <input type="checkbox"/>該当する開口部なし </td> </tr> </tbody> </table>	(い)	(ろ)	(は)	イ．一 戸建ての住宅（住戸の出入口の存する階）	a．住戸の出入口 b．地面又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが2 m以下であって、かつ、バルコニー等の外縁を含む垂直面から開口部までの水平距離が1 m以下であるもの（aに該当するものを除く。） c．a及びbに掲げるものの以外のもの	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし		
(い)	(ろ)	(は)									
イ．一 戸建ての住宅（住戸の出入口の存する階）	a．住戸の出入口 b．地面又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが2 m以下であって、かつ、バルコニー等の外縁を含む垂直面から開口部までの水平距離が1 m以下であるもの（aに該当するものを除く。） c．a及びbに掲げるものの以外のもの	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし									
			<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="768 1169 882 1442">ロ．一 戸建ての住宅（住戸の出入口の</td> <td data-bbox="882 1169 1081 1442">a．地面又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが2 m以下であって、かつ、バルコ</td> <td data-bbox="1081 1169 1232 1442"><input type="checkbox"/>すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じ</td> </tr> </tbody> </table>	ロ．一 戸建ての住宅（住戸の出入口の	a．地面又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが2 m以下であって、かつ、バルコ	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じ					
ロ．一 戸建ての住宅（住戸の出入口の	a．地面又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが2 m以下であって、かつ、バルコ	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じ									

				<p>存する階以外の階)</p> <p>二等の外縁を含む垂直面から開口部までの水平距離が1 m以下であるもの b . a に掲げるもの以外のもの</p>	<p>られた開口部である</p> <p>() その他</p> <p>() 該当する開口部なし</p>		
			<p>八 . 共同住宅等 (建物出入口の存する階の住戸)</p>	<p>a . 住戸の出入口 b . 地面、共用廊下若しくは共用階段又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが2 m以下であつて、かつ、共用廊下若しくは共用階段又はバルコニー等の外縁を含む垂直面から開口部までの水平距離が1 m以下であるもの (a に該当するものを除く。) c . a 及び b に掲げるもの以外のもの</p>	<p>() すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である</p> <p>() その他</p> <p>() 該当する開口部なし</p>		

				の		
			二．共 同住 宅等 （建 物出 入口 の存 する 階以 外の 階の 住 戸）	a．住戸の出 入口 b．共用廊下 又は共用階 段から開口 部の下端ま での高さが 2 m以下で あって、か つ、共用廊 下又は共用 階段の外縁 を含む垂直 面から開口 部までの水 平距離が1 m以下であ るもの（a に該当する ものを除 く。） c．地面又は バルコニー 等から開口 部の下端ま での高さが 2 m以下で あって、か つ、バルコ ニー等の外 縁を含む垂 直面から開 口部までの 水平距離が 1 m以下で あるもの （a又はb	（ ）すべ ての開 口部が 侵入防 止対策 上有効 な措置 の講じ られた 開口部 である （ ）その 他 （ ）該当 する開 口部な し	

					に該当する ものを除 く。 d . a から c までに掲げ るもの以外 のもの			
この表において「特定劣化事象等」とは、評価方法基準（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号）第 5 の 10-11-1 (2)イ に規定する特定劣化事象等をいう。								

別表 2 - 2（部位等ごとの劣化事象等）

（略）